

宇部市下水道条例施行規程

平成二十六年四月一日

上下水道事業管理規程第四十一号

沿革 令和元年十月十八日 管理規程第七号 第一次改正

沿革 令和二年十一月一日 管理規程第十二号 第二次改正

(趣旨)

第一条 この管理規程（以下「規程」という。）は、宇部市下水道条例（平成十六年条例第九十六号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）

第一条の二 条例第二条の二第一項第一号ハの規程で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設とする。

一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

イ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）第六条に規定する基準

ロ 大腸菌が検出されないこと。

ハ 濁度が二度以下であること。

三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、排水施設及び処理施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第二号ロ及びハに規定する基準は、国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(耐震性能を確保するための措置)

第一条の三 条例第二条の二第一項第一号ホの規程で定める措置は、次項に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第四号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは碎石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

二 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措

## 置

三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

四 前三号に掲げるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

## 2 排水施設及び処理施設の耐震性能は次のとおりとする。

一 レベル一地震動(施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。)に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

二 レベル二地震動(施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。)に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

## (排水管の内径等)

第一条の四 条例第二条の二第一項第一号への規程で定める排水管の内径の数値は百ミリメートル(自然流下によらない排水管にあつては三十ミリメートル)とし、同号への規程で定める排水渠の断面積の数値は五千平方ミリメートルとする。

## (排水設備の構造の基準)

第二条 排水設備の構造は、次に定める基準によるものとする。

### 一 管渠

イ 管渠の構造は、暗渠とすること。ただし、雨水のみを排除するものにあつては、この限りでない。

ロ 汚水のみを排除する排水管の土かぶり、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が特別の理由があると認めた場合を除き、排水管の宅地内では二十センチメートル以上、私道内では四十五センチメートル以上を標準とし、公道内では道路管理者の指示するところによること。

ハ 排水管の起点(雨水排水管に限る。)、合流点、屈曲点その他内径及び管種が異なる排水管の接続箇所又は勾配を変える箇所には、ますを設けること。ただし、掃除又は検査の容易な場所にあつては、ますによらず排水用異形管又は掃除開口によることができる。

ニ 内径を異にする排水管の接続は、管頂接合方式によること。

ホ 排水管の直線部では、排水管の内径の百二十倍以下の間隔でますを設けること。  
二 ます

イ 内径又は内のり十五センチメートル以上の円形又は角形とし、堅固で耐久性のある構造とすること。

ロ ますには、必ず管理用蓋を設けること。この場合において、重量物により頻繁に踏まれるおそれがある場所では、铸铁その他これに類する材質の密閉蓋を設けること。ただし、雨水ますにあつては、格子蓋を設けることができる。

三 防臭装置 排水設備のうち管理者の指示するものには、防臭装置を設けること。

四 ごみよけ装置 下水の流通を妨げる固形物を排出するおそれのある場所の吐口には、固形物の排水管への流入を有効に防止できるごみよけ装置を取り付けること。

五 油脂遮断装置 油脂販売店、自動車修理工場、料理店その他これらに類する油脂類を多量に排出する場所の吐口には、油脂遮断装置を設けること。

六 沈砂装置 洗車場その他これに類する場所で、土砂を多量に排出する吐口には、排水管への土砂の流入を有効に防止できる砂だまりを設けること。

七 通気管

イ 油脂販売店、自動車修理工場、自動車車庫その他これらに類する場所で引火及び爆発のおそれのある油脂を排出する場合は、油脂遮断装置及びためますに単独の通気管を設けること。

ロ 二階建以上の建物で、二以上の階に排水設備を設ける場合は、通気管を設けること。

八 その他

イ 水洗便所にあつては、排出された汚物が公共下水道に流れるように十分な洗浄水が注水できる構造とすること。

ロ 下水の自然流下が十分でないところにおける排水は、ポンプ施設によること。

ハ 下水の逆流によって被害を受ける地下室その他これに類する場所では、逆流を阻止できる装置を設けること。

ニ 排水設備には、用途相当の強度を持ち耐水及び耐久性のある材料を使用して漏水及び漏気を最小限度とし、衛生上支障のない構造とすること。

(排水設備の接続方法)

第三条 条例第三条第三号に規定する排水設備を公共ます等に固着させる方法は、排水設備を公共ますの内壁に突き出ないようさし入れ、その周囲をシール材等施し、水密性を確保しなければならない。

(排水設備等の計画の確認等)

第四条 条例第四条第一項の確認を受けようとする者は、条例第六第一項に規定する排水設備指定工事を介して、排水設備新設等確認申請書に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

一 排水設備新設等申請台帳

二 申請地付近の見取図

三 次の事項を記載した縮尺二百分の一以上の平面図

イ 排水管理表

ロ 道路、境界及び公共下水道の施設の位置

ハ 施工地内にある建物及び炊事場、浴場、水洗便所その他下水を排除する施設の位置

置

ニ 管渠の配置、形状及び寸法

ホ ます、マンホール、除害施設及びポンプ施設の位置

ヘ 他人の排水設備を使用するときは、当該設備の位置

ト その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

四 分間図

五 その他管理者が必要と認める書類

2 条例第四条第一項後段の規定により変更の確認を受けようとする者は、前項の申請書に前項各号に掲げる書類のうち当該変更しようとする事項に係るものを添えて管理者に提出しなければならない。

3 公共下水道を使用するに当たり、設置する若しくは設置した排水設備に関して、第三者から異議の申し立て等があった場合は、条例第四条第一項の確認を受けようとする者若しくはその排水設備の承継者の責任において、すべてを解決し処理するものとする。

4 管理者は、前三項の確認をしたときは、当該申請をした者に対し、排水設備新設等確認通知書を交付するものとする。

5 管理者は、前項の通知書を交付した日から一年以内に当該通知書を受けた者が工事に着手しないときは、当該通知書に係る確認を取り消すことができる。

6 条例第四条第二項の排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない事項は、次に掲げるとおりとする。

一 汚水ますの蓋の据付け又は取替え

二 防臭装置その他排水設備に附属する装置の修繕工事

(排水設備等の工事の検査)

第五条 条例第五条第一項の検査を受けようとする者は、排水設備等工事完了検査申請書を管理者に提出しなければならない。

2 条例第五条第二項の検査済証は、別表に定める。

(排水設備等の軽微な工事)

第六条 条例第六条第一項の規程で定める軽微な工事は、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更に係る工事で、次に掲げるものとする。

一 屋内の排水管に固着する洗面器又は水洗便所のタンク若しくは便器の大きさ、構造、位置等の変更

二 防臭装置又はごみよけ装置の変更(当該装置の能力が条例第四条第一項又は第二項の規定による確認を受けたものより低下しない場合に限る。)

(排水設備指定工事店の指定の申請等)

第七条 条例第六条第二項の指定を受けようとする者(同条第五項の指定の更新を受けようとする者を含む。)は、宇部市排水設備指定工事店指定申請書(以下「指定申請書」という。)を管理者に提出しなければならない。

2 条例第六条第三項第二号の排水設備の工事に関し技能を有する者として規程で定めるものは、排水設備工事責任技術者として山口県下水道協会(以下「県協会」という。)に登録された者とする。

3 条例第六条第三項第五号イの心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として規程で定めるものは、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

4 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法人にあつては定款又は寄附行為、商業登記簿の謄本、代表者の住民票記載事項証明書及び代表者の経歴書、個人にあつては住民票記載事項証明書及び経歴書

二 営業所の平面図及び付近見取図及び写真

三 所属する責任技術者及び従業員名簿及び雇用関係を証する書類

四 所属する責任技術者の責任技術者証(県協会の長が責任技術者に対して交付する責任技術者の登録を証する書類。以下同じ。)の写し

五 条例第六条第三項第三号の機械又は器具を有することを証する機械器具調書

六 条例第六条第三項第四号に該当することを証する書類

七 条例第六条第三項第五号のいずれにも該当しない者であることを証する書類及び誓約書

5 条例第六条第三項第三号の規程で定める機械又は器具は、別表に定めるもののほか、排水設備等の新設等の工事に必要な機械又は器具とする。

6 第一項の申請書は、管理者の定める期間内に提出しなければならない。

(指定工事店証)

第八条 管理者は、指定工事店(条例第六条第一項の指定工事店をいう。以下同じ)として指定した者に対し、宇部市排水設備指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)を交付するものとする。

2 指定工事店は、営業所内の見やすい場所に指定工事店証を掲げなければならない。

3 指定工事店は、条例第八条第一項の規定により指定を取り消されたときは、直ちに、指定工事店証を管理者に返納しなければならない。

4 指定工事店は、条例第八条第一項の規定により指定の効力について停止の措置を受けたときは、当該停止の措置を受けた期間中指定工事店証を管理者に返納しなければならない。

5 指定工事店は、指定工事店証をき損し、又は紛失したときは、速やかに、宇部市排水設備指定工事店証再交付申請書を管理者に提出して、その再交付を受けなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第九条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規程、その他管理者が定めるところ(以下「下水道に関する法令等」という。)に従い、誠実に排水設備等の新設等の工事(以下「工事」という。)を施行しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

二 工事は、適正な代金で請け負わなければならない。

三 工事の契約に際しては、請負代金の額、期間その他の必要事項を明確に示さなければならない。

四 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

五 指定工事店としての名義を第三者に使用させてはならない。

六 工事は、責任技術者が設計し、かつ、責任技術者の監理の下に施行しなければならない。

七 排水設備等の新設等に関し、不正又は不誠実な行為をしてはならない。また、発注者が行う申請及び届出の手續に協力しなければならない。

八 工事は、条例第四条第一項に規定する管理者の確認を受けた後でなければ着手して

はならない。

九 条例第五条第一項の検査を受けるときは、当該検査に係る工事を監理している責任技術者を立ち会わせなければならない。

十 前号の検査の結果、管理者が不相当と認めたときは、管理者の指定する期限内に補修しなければならない。

十一 工事の完了後一年以内に生じた故障等については、災害又は使用者の責めに帰すべき事由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。

十二 災害等緊急時に排水設備の復旧に関し、管理者から協力の要請があったときは、これに協力するよう努めなければならない。

十三 指定工事店は、所属する責任技術者を監理し、及び指導しなければならない。

(指定工事店の届出義務)

第十条 指定工事店は、条例第六条第三項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は工事に関する事業を廃止し、若しくは休止したときは、速やかに、宇部市排水設備指定工事店指定辞退届を管理者に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、宇部市排水設備指定工事店異動届を管理者に提出しなければならない。

- 一 組織を変更したとき。
- 二 代表者に異動があったとき。
- 三 商号を変更したとき。
- 四 営業所の所在地又は代表者の住所に変更があったとき。
- 五 専属する責任技術者に異動があったとき。
- 六 営業所の所在地若しくは代表者の住所の表示又は電話番号に変更があったとき。
- 七 条例第六条第三項第五号イ、ロ若しくはへのいずれかに該当するに至ったとき。

(指定の取消し等)

第十一条 管理者は、前条第一項の規定による届出を受けたときは、指定工事店としての指定を取り消すものとする。

2 条例第八条第一項の規程で定める場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 条例又はこの規程に違反したとき。
- 二 業務に関し、不誠実な行為がある等、管理者が指定工事店として不相当と認めたと  
き。

3 前項に規定する要件の適用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(責任技術者の責務)

第十二条 責任技術者は、下水道に関する法令等を遵守し、排水設備工事の設計及び施行(監理を含む。)に当たらなければならない。

2 責任技術者は、条例第五条第一項の検査に立ち会わなければならない。

(責任技術者証)

第十三条 責任技術者は、工事に関する業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、関係者からの請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 責任技術者は、責任技術者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(責任技術者の業務の停止等)

第十四条 条例第八条第二項の規程で定める場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 条例又はこの規程に違反したとき。  
二 業務に関し、不誠実な行為がある等、管理者が責任技術者として不適当と認めたと  
き。

2 前項に規定する要件の適用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

3 管理者は、条例第八条第二項の措置を行ったときは、県協会の長に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

4 条例第八条第二項の措置により責任技術者に損害が生じた場合であっても、管理者は、その責めを負わない。

(指定工事店の組合)

第十五条 指定工事店が中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)に基づいて組合を設立したときは、当該組合の代表者は、次に掲げる書類を添えた書面により管理者に届け出なければならない。

- 一 定款及び規約
- 二 事業計画
- 三 法人登記簿謄本
- 四 役員名簿
- 五 役員の履歴書
- 六 組合員名簿
- 七 その他管理者が必要と認める書類

2 前項の規定により管理者に届け出た組合(以下「届出組合」という。)は、上下水道局及び組合員との連絡に当たるとともに、組合員が施行する工事に関する義務について、



当該組合員と連帯して責任を負うものとする。

3 届出組合は、届け出た事項に変更が生じたとき、又は組合を解散しようとするときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

(公示)

第十六条 管理者は、次に掲げるときは、その都度、商号、代表者の住所及び氏名並びに営業所の所在地を告示するものとする。

- 一 指定工事店の指定をしたとき。
- 二 指定工事店の指定を一時停止し、又は取り消したとき。
- 三 指定工事店の指定が更新されなかったとき。
- 四 第十条第二項第三号又は第四号に該当する旨の届出があったとき。

2 管理者は、県協会が下水道排水設備工事責任技術者試験又は責任技術者の登録の更新のための講習を実施しようとするときは、あらかじめ当該試験又は講習の日時その他必要な事項を公告するものとする。

(事務連絡会)

第十七条 管理者は、指定工事店による排水設備工事の適正な施行を確保するため、定期に、又は必要に応じ、事務連絡会を開催するものとする。

2 指定工事店及び責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(使用開始等の届出)

第十八条 条例第九条第一項の規定による届出は、公共下水道使用開始(休止・廃止・再開)届出書により行わなければならない。

(下水の量により除害施設の設置等の規定を適用しないもの)

第十九条 条例第十条第二項の規定で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 温度
  - 二 水素イオン濃度
  - 三 沃素消費量よう
- 2 条例第十二条第二項の規程で定めるものは、次のとおりとする。
- 一 温度
  - 二 水素イオン濃度
  - 三 生物化学的酸素要求量
  - 四 浮遊物質り量

(除害施設の設置等の届出)

第二十条 条例第十三条の規定による届出は、除害施設設置(変更・休止・廃止)届出書に

より行わなければならない。

(一時使用の申請)

第二十一条 条例第十六条第一項の規定により一時使用の承認を受けようとする者は、公共下水道一時使用承認申請書に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

一 付近見取図

二 平面図

三 公共下水道の使用方法を示す書類

四 条例第十六条第二項の除害施設及び管理者が必要と認める施設の平面図及び構造図

五 その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の規定による申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、公共下水道一時使用承認決定通知書により通知するものとする。

(管理人の選定の届出)

第二十二条 条例第十七条第一項の規定による届出(変更の届出を含む。)は、排水設備等管理人選定(変更)届出書により行わなければならない。

(共用者の変更の届出)

第二十三条 条例第十八条の規定による届出は、排水設備等共用者変更届出書により行わなければならない。

(二時使用の場合に前納させる使用料の額等)

第二十四条 条例第十九条第三項の規定により前納させる使用料の額は、公共下水道の予定使用期間における予定排水量を使用者が排除した汚水の量とみなして条例第二十条第一項の規定により算出した額とする。

2 条例第十九条第三項の規定による使用料の精算に伴う追徴又は還付は、同項の規定により使用者が前納した額と、条例第二十条第二項の規定により認定した当該使用者の排除した汚水の量に応じて同条第一項の規定により算出した額との差額について行うものとする。

(特別な場合における料金の算定)

第二十五条 水道水を使用して新たに公共下水道の使用を開始したときは、水道水の使用を開始した日以後最初の水道メーター検針日をもって公共下水道の使用の始期とみなす。

2 月の中途において井戸水の使用を開始し、又は廃止したときの料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める使用水量により算定するものとする。

一 使用した期間が一日以上十五日以下の場合 次条第一項の規定により算出した量の

二分の一の量

二 使用した期間が十六日以上の場合 次条第二項の規定により算出した量  
(排除汚水量の認定等)

第二十六条 条例第二十条第二項第二号の規程で定める使用水量は、次に定めるところにより算出するものとする。

一 動力設備により水を揚水するときは、次の方法によりその揚水量を算出し、人員、業態、水の使用状況その他の事情を考慮して認定する。

イ (ポンプ揚水量 $(\text{m}^3/\text{h}) \times \text{日運転時間} \times \text{一月使用日数} / \text{日}$ )

ロ アンモニア冷凍機については、次の算式により算出する方法

$$Q = 6.358 (T/R)$$

Q は定めようとする一時間当たりの冷却のために要する揚水量 $(\text{m}^3)$

R は冷凍トン数

R は凝縮機の入口と出口における冷却水の温度差(華氏)

二 前号の規定にかかわらず、水道水と併用して家事に専用するときは、一人一月一立方メートルとする。

三 第一号の規定により認定した使用水量は、別に計量しない限り毎月同量とみなす。

2 管理者は、条例第二十条第三項後段の規定により汚水の量を認定するときは、次の表の基準により汚水の量を減量するものとする。

製品名	減量基準
製氷(氷菓子製造を含む。)	製造量一トンにつき一・〇七立方メートル
しょう油	製造量一八〇リットルにつき〇・一三立方メートル
合成酒・果実酒・ソース	製造量一八〇リットルにつき〇・二四立方メートル
シロップ	製造量一八〇リットルにつき〇・一二立方メートル
清涼飲料水	製造量全量

3 前二項の規定によりがたい使用水量及び排除した汚水量(以下「排除汚水」という。)の認定については、管理者が別に定める。

(排除汚水量の申告等)

第二十七条 条例第二十条第三項の規定による申告又はその変更は、排除汚水量認定(変更)申告書により行わなければならない。

(行為の許可の申請)

第二十八条 条例第二十四条の規定により申請しようとする者は、物件設置許可(変更)申請書に次に掲げる図面を添えて管理者に提出しなければならない。

一 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を示した平面図(縮尺六百分の一以上)

二 物件の配置を表示した図面(縮尺二百分の一以上)

三 物件の構造を表示した図面(縮尺五十分の一以上)

2 条例第二十四条後段の規定により許可を受けた事項の変更を申請しようとする者は、前項の申請書に同項各号に規定する図面のうち変更しようとする事項に係るものを添えて管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前二項の規定による申請を許可したときは、当該申請をした者に対し、物件設置許可決定(変更)通知書により通知するものとする。

(公共下水道付近地の掘さく等の届出)

第二十九条 条例第二十六条第一項(同条第二項の規定により準用するときを含む。)の規定による届出は、公共下水道付近地掘さく届出書により行わなければならない。

(公共下水道施設の工事等の許可の申請)

第三十条 条例第二十七条第一項の規定により申請しようとする者は、公共下水道施設の工事等許可申請書に次に掲げる図面を添えて管理者に提出しなければならない。

一 位置図

二 平面図

三 縦断面図

四 構造図

2 管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、当該申請をした者に対し、公共下水道施設の工事等許可決定通知書により通知するものとする。

3 前項に規定する許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、当該完了した日から十日以内に公共下水道施設の工事等完了届を管理者に提出し、その検査を受けなければならない。

(公共下水道施設の損傷の届出)

第三十一条 条例第二十八条第一項の規定による届出は、公共下水道施設損傷届出書により行わなければならない。

(占用許可の申請)

第三十二条 条例第二十九条第一項の許可を受けようとする者は、公共下水道敷地占用許可申請書に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- 一 占用の位置及び付近の状況を示した図面
- 二 占用物件を設置するときは、その構造及び設置状況を示した図面
- 三 その他占用に関し管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の許可をしたときは、当該許可の申請をした者に対し、公共下水道敷地占用許可決定通知書により通知するものとする。

(占用終了の届出)

第三十三条 条例第三十一条第一項の規定による届出は、公共下水道敷地占用終了届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書は、原状に回復する前に管理者に提出しなければならない。

(使用料の減免の申請)

第三十四条 条例第三十二条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、公共下水道使用料減免申請書を管理者に提出しなければならない。

(公共ます及び取付管の新設等の申請)

第三十五条 条例第三十四条第一項の許可を受けようとする者は、公共ます及び取付管新設等許可申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の許可をしたときは、当該許可の申請をした者に対し、公共ます及び取付管新設等許可決定通知書により通知するものとする。

(特別使用許可の申請)

第三十六条 条例第三十五条第一項の許可(以下「特別使用許可」という。)を受けようとする者は、特別使用許可(変更)申請書に第三十条第一項各号に掲げる図面を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、特別使用許可をしたときは、当該許可の申請をした者に対し、特別使用許可(変更)決定通知書により通知するものとする。

3 特別使用許可を受けた者(条例第三十五条第三項の規定により特別使用許可を受けたとみなされる者を含む。)は、当該許可に係る工事を完了したときは、当該完了した日から十日以内に特別使用施設工事完了届(様式第三十二号)を管理者に提出し、その検査を受けなければならない。

(排水設備等検査員証等)

第三十七条 次の各号に掲げる身分を証する証票は、当該各号に定めるところによる。

- 一 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。)第十三条第一項の規定により排水設備等の検査を行う者
  - 二 法第三十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入る者
  - 三 使用料の徴収事務を行う者
- (その他)

第三十八条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

また、この規程の施行に関し必要な様式は、別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この規程の施行の日前に、宇部市下水道条例施行規則(平成十六年規則第四十九号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

##### 附 則 (第一次改正)

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。

##### 附 則 (第二次改正)

この規程は、令和二年十一月一日から施行する。

別表第1 (第五条関係)

形状	寸法	備考
	<p>菱形</p> <p>縦 3 5 m m</p> <p>横 5 8 m m</p>	<p>地は白色とする。</p> <p>上下に二等辺三角形を水色で示し、上部の二等辺三角形には「下」と「水」の文字を記し、間に市章と中心部に「下」の文字を白色で記し、下部の逆二等辺三角形には「宇部市」の文字を白色で記し、帯となる部分に黒色の文字で排水設備番号を記す。</p>

別表第2(第七条関係)

種別	名称
一 管切断用機械器具	金切り鋸等 右記と同等以上の機能を有するもの
二 測量用器具	レベル テープ 右記と同等以上の機能を有するもの
三 掘削用器具	スコップ つるはし 右記と同等以上の機能を有するもの
四 埋戻し用機械器具	タンパ 右記と同等以上の機能を有するもの